

契 約 一 覧 表(随意契約)

平成31年3月分

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由事項	相手方住所氏名	備考
		円		円				
業務統合管理システム等の再構築委託契約一式(変更契約)	H30.7.31	1,232,743,590	随意	1,232,743,590	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社	
情報提供業務システム構築等委託契約一式の変更契約(契約変更)	H31.3.18	519,488,488	随意	519,488,488	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区港南2-15-3品川インターシティに棟 株式会社富士通マーケティング 東京都千代田区神田練堀町3 東京センチュリー株式会社	
青森法律事務所原状回復工事	H31.3.25	5,616,000	随意	5,646,061	99.46%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	宮城県仙台市青葉区本町通1-4-7 清水建設株式会社東北支店	
ユーザー作業支援に関する委託業務(人事・給与・勤怠管理システム)	H31.3.29	7,290,000	随意	7,290,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区赤坂1-12-32 株式会社ワークスアプリケーションズ	
日本司法支援センター情報提供等システム更新のための平成30年度コンサルティング業務委託契約(変更契約)	H31.3.28	12,700,800	随意	12,700,800	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区虎ノ門3-1-1 Itbook株式会社	
業務管理システム再構築に関する支援等業務委託	H31.3.29	2,916,000	随意	2,916,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シアファイヴ法律事務所	
福岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.3.31	972,230	随意	972,230	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号 独立行政法人都市再生機構 九州支社	
山口地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.3.31	1,382,240	随意	1,382,240	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人名のため公表しない	
本部借上宿舍賃貸借契約	H31.3.26	1,616,940	随意	1,616,940	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都豊島区東池袋1-15-12 アムス・エスデート株式会社	
岐阜地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.3.2	1,297,248	随意	1,297,248	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人名のため公表しない	
千葉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.3.2	886,800	随意	886,800	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部	
福島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.3.17	1,141,000	随意	1,141,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社	
秋田地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.3.31	1,029,040	随意	1,029,040	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人名のため公表しない	
合 計		1,789,080,376						

○会計規程

(契約の方法)

第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第16条 前条による競争は、入札の方法をもって行われなければならない。

(指名競争)

第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指名競争に付する。

(1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争による必要がないとき。

(2) 一般競争によることが不利と認められるとき。

(3) その他事業運営上特に必要があるとき。

(随意契約)

第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。

(1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。

(2) 緊急の必要により競争入札にすることができないとき。

(3) 競争入札によることが不利と認められるとき。

2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。

(1) 契約の予定価格が少額であるとき。

(2) その他事業運営上特に必要があるとき。

○契約事務取扱細則

(随意契約によることができる場合)

第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1)～(6)省略

2 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 外国で契約をする場合

(2) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合

(3) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合

(4) 落札者が契約を結ばない場合

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

(1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造

(2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ

(3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ

(4) 予定価格が100万円を超える役務

(5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの